

令和6年度川崎市低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 事業名称

令和6年度川崎市低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給業務委託

2 目的

令和6年度住民税均等割非課税世帯及び令和6年度住民税均等割のみ課税世帯に対しそれぞれ1世帯あたり10万円を支給し（令和5年度住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯を除く）、更に、これらの世帯のうち同一世帯となっている18歳以下の児童1人当たり5万円の加算を支給する。また、所得税、個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる方への給付金を支給するに当たり、支給事務を円滑に行うため、対象世帯及び対象者に対するシステム構築、書類送付・受付、審査、問合せ対応その他の事務に関する業務を委託するものです。

3 履行期間

低所得者支援：令和6年5月1日から令和6年11月29日まで

定額減税補足給付金：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

4 契約上限額

499,193,334円（税抜）

※ 提案価格が上限額を超える場合は、失格となります。

5 委託業務内容

「令和6年度非課税化世帯等（住民税均等割非課税世帯・均等割のみ課税世帯）に対する物価高騰対策給付金及びこども加算の給付に関する業務委託仕様書」及び「令和6年度川崎市低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る調整給付に関する業務委託仕様書」のとおり。

6 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に参加できる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格名簿に登載されているか、業者登録申請中で、企画提案会当日までに上記の業種・種目に登載見込みであること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。

- (6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員と密接な関係を有さないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 複数者による共同提案(以下「JV」という。)の場合は、全ての事業者が上記(1)～(8)に加え、以下の要件を満たすこと。
- ① 共同企業体の構成員は、業務分担にかかわらず、各々が発注者に対し、連帯して委託業務全ての責任を負うものとする。
 - ② 共同企業体の構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員としてこの提案競技に参加する者でないこと。
 - ③ JV又はコンソーシアム構成企業間で協定を締結していること(別添参考資料「コンソーシアム協定書(例)」参照のこと。)
- ※ 構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加資格の申請、提案競技の手続を行うこと。
- ※ 提案競技参加申込書提出後の代表企業の変更及び構成企業の変更は認めない。

7 スケジュール

(1) 公募開始(市ホームページ公開)	令和6年3月20日(水)
(2) 参加意向申出書・質問書提出期限	4月3日(水)午後5時まで
(3) 提案資格確認決定通知書交付	4月5日(金)
(4) 質問の最終回答	4月5日(金)
(5) 企画提案書提出期限	4月12日(金)午後5時まで
(6) プレゼンテーション・選定評価委員会による評価	4月17日(水) 予定
(7) 選定結果通知(市ホームページに掲載)	4月19日(金) 予定
(8) 契約締結	5月1日(水) 予定

8 参加意向申出書等の提出

本件プロポーザルに参加を申し込む場合は、参加資格を確認し、次の(1)の書類を持ち込み又は郵送により提出してください。

注1) JVとして参加する場合は、JV名を明記の上、すべての構成団体を記載し、それぞれ押印してください。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 委任状(様式2)

※ この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行

わせる場合は、委任状を作成して提出すること。

ウ 誓約書（様式3）

エ 団体の定款、規約、会則等

オ 団体の役員名簿

カ 直近の決算書類

キ 団体概要（チラシ、パンフレット等団体の活動内容がわかる資料）

(2) 参加意向申出書及び誓約書の配布場所

川崎市インターネットホームページからダウンロード

(3) 提出場所

「20 問合せ先・提出先」に持込み又は郵送で提出してください。

(4) 提出期限

令和6年4月3日（水）午後5時

※ 提出期限以降の提出は一切受け付けません。

※ 郵送の場合、令和6年4月3日（水）必着とし、書留郵便等の配達した記録が残る方法により送付すること。

(5) 参加意向申出書の受付時間

土日及び休日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

9 提案資格確認決定通知書の交付

8により参加意向申出書（様式1）を提出し、提出資格があると認められた者には、令和6年4月5日（金）に、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際の電子メールアドレス宛に提案資格確認結果通知書を交付します。

10 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本件プロポーザルの実施内容について質問がある場合は、質問書（自由様式）により、電子メールにて送信してください。

※電話での質問は受け付けません。

(2) 質問受付期限

令和6年3月20日（水）から令和6年4月3日（水）午後5時まで

※ 提出期限以降の提出は、一切受け付けません。

(3) 回答方法

受付期間内に寄せられた質問及びそれに対する回答は、一覧表に取りまとめ、令和6年4月5日（金）までに全ての参加申出者に対し電子メールにより回答します。なお、類似の質問内容は、質問を統合し一括して回答します。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の①～③を一つにまとめて持込み又は郵送により提出してください。

① 企画提案書

A4サイズ15ページ（両面印刷）までとします（表紙、目次についてはページに含めません。）。

企画提案書の頭書に「企画提案書提出書（様式4）」を添付してください。

② 見積書

見積書（自由様式）。項目ごとに積算内訳を記載してください。

③ 同種または類似業務の実績表

過去5年間の本委託業務と同種または類似の業務実績を記入してください。（自由様式）

委託元自治体名記載の場合は相手方の同意を得てください。得られない場合は、業種名等を記入してください。

(2) 提出部数

正本1部、副本10部

(3) 参加の辞退

参加申込後に、参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届（様式5）」を提出してください。

(4) 提出期限

令和6年4月12日（金）午後5時まで

※ 提出期限以降の提出は一切受け付けません。

※ 郵送の場合、令和6年4月12日（金）必着とし、書留郵便等の配達した記録が残る方法により送付すること。

(5) 提出方法

「20 問合せ先・提出先」に持込み又は郵送で提出してください。

12 企画提案書に必要な提案内容

評価基準は別紙「令和6年度川崎市低所得者支援及び定額減税補足給付金事業評価表」を参照してください。

(1) 業務実施スケジュール

業務着手から支給完了までのスケジュールの提案

(2) 支給対象世帯・対象者のデータ抽出及び給付金管理システム構築・運用業務

ア 他自治体等における対象世帯・対象者のデータ抽出経験の有無

イ データ抽出期間（データ検証期間を含む）

ウ 管理システムの特徴

エ 二重支給等の支給誤りを防ぐ機能や手段

(3) 事務センター業務

ア 設置場所

イ 人員体制

ウ 研修体制

(4) コールセンター業務

- ア 設置場所
- イ 人員体制
- ウ 研修体制
- エ 外国語対応策
- (5) 相談受付業務
 - ア 研修体制
 - イ 外国語対応策
- (6) 印刷発送業務
 - ア 設置場所
 - イ 誤印字・誤封入の防止機能
- (7) 類似業務実績
 - 過去5年間における類似業務実績
- (8) セキュリティ体制
 - 個人情報の管理体制、情報漏洩防止策
- (9) 発注者の都合による合理的な変更への対応
 - 発注者の都合による合理的な変更に対する適応範囲等の提示
- (10) 独自提案
 - 独自提案の有無及び内容の提示

13 提案事業者プレゼンテーション

- (1) 実施予定日
 - 令和6年4月17日(水)
 - ※詳細な時間は別途、参加申込者に通知します。
- (2) 場所
 - 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎2階 201会議室
- (3) 実施方法
 - ア 契約後に本業務に携わる者が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は3人以内とします。
 - イ プレゼンテーション時間は、企画提案書に基づき20分以内、質疑応答を15分以内で行うものとします。
 - ウ 説明資料は事前に提出を受けた企画提案書その他資料のみとします。パソコンを使用する場合、プロジェクターは市が用意します。

14 企画提案の評価

最優秀提案者を選定するため選定評価委員会による評価を実施します。

事業者から提出された企画提案書その他資料、プレゼンテーションを基に評価を行い、各評価委員の評価点の合計評価点が最も高い事業者を最優秀提案者として選定します。

採点の結果、最も高い総合得点を獲得した業者が複数の場合(同点の場合)は、評価項目の「2 支給対象世帯のデータ抽出及び給付金管理システム構築・運用業務」が最も高

い点数の業者を選定しますが、同点の場合は見積額が最も安い業者を選定します。同額の場合は、当該者によるくじ引きで決定します。

なお、評価委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成 11 年 3 月 19 日条例第 2 号）第 5 条第 3 号の規定に基づき非公開とします。

（1）選定評価委員会

- （委員長） 健康福祉局総務部担当部長
- （副委員長） 健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当課長
- （評価委員） 健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当課長
健康福祉局総務部企画課長
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長
こども未来局総務部企画課長
財政局税務部市民税管理課長
財政局税務部税制課長

（2）審査項目及び基準

審査の評価項目、評価の着目点は、「評価表」を参照してください。

参加者が 1 事業者の場合でも審査を実施します。なお、参加者が 1 事業者の場合、審査の結果、選定委員会の全委員の平均評価点が 90 点未満（150 点満点）もしくは 60 点未満（150 点満点）の委員が 1 人でも存在した場合は、「最優秀提案事業者なし」とします。

（3）選定結果

令和 6 年 4 月 19 日（金）に全事業者に電子メールで通知します。また市ホームページで公表します。なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けません。

15 提出書類等の取扱い

- （1）提出後の提出書類等内容の変更は認めません。
- （2）提出いただいた書類は返却しません。提出いただいた資料は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- （3）提案書類等は、提案審査の事務に必要な場合は、複製することがあります。
- （4）選定された提案は、川崎市との協議により、内容の変更を求める場合があります。

16 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定評価委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とすることがあります。

17 契約の締結

選定評価委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続を行います。

なお、最優秀提案者との契約締結に至らない場合は、次点の事業者と協議を行い、業務委託契約手続を行います。

18 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を他の目的のために使用することを禁止します。
- (4) 提出された書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき公開する場合があります。
- (5) 企画提案に使用する言語は、原則として日本語とします。
- (6) 企画提案に使用する通貨は日本国通貨（円）とします。
- (7) 契約保証金
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付
- (8) 前払金の有無
無

19 様式

- (1) 参加意向申出書（様式1）
- (2) 委任状（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) 企画提案書提出書（様式4）
- (5) 参加辞退届（様式5）

20 問合せ先・提出先

〒210-8577 川崎市宮本町1番地 川崎市役所本庁舎

川崎市健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当（12階）

担当：岩間^{いわま}、児屋野^{こやの}

電話：044-200-1437

Eメール：40kyufu@city.kawasaki.jp